

高等専門学校機関別認証評価 (試行的評価) に関する Q & A (案)

平成 16 年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

「目的」について

- Q 1 「目的」は基準に合わせてどこまで整理すればよいか，公表していないものでも記載してよいか。・・・ 1
- Q 2 目的として，学校の使命，教育活動等の基本的な方針，教育目標等を記入することとなっているが，目標，教育方針は，普段より見直しがなされている。今現在の目的等（これから先の目標）を記載することでよいのか。各基準においては，新しい目標とこれまでの目標及び取組との間について差異があった場合には注釈等の記入の必要があるか。・・・ 1
- Q 3 目的等は，具体的に明文化（冊子等に掲載）されている必要があるのか。・・・ 1
- Q 4 例えば「優れた点」や「改善を要する点」について，ある1学科のみが該当する場合でもそれを記載してもよいか。・・・ 1
- Q 5 選択的評価事項の「目的」については，基準1～11に関する「目的」以外を記載するのか。・・・ 1

基本的な観点について

- Q 6 基本的な観点は，対象校の現状に合わせて修正または独自の観点を設定してもよいか。・・・ 2
- Q 7 2つ以上の観点をまとめて自己評価してもよいか。また，1つの観点を2つ以上に分割して自己評価してもよいか。・・・ 2
- Q 8 基本的な観点で2-1- のセンター等について，センターがない場合，どのように記載すればよいのか。この場合は2-1- は欠番としてよいか。・・・ 2
- Q 9 基本的な観点の中に「 ， などの取組」とあるが，「 」は例示なのかそれとも必須なのか。・・・ 2
- Q 10 1つの観点の中でインプット面とアウトカム面がある場合で，例えばインプット面は優れているが，アウトカム面に一部問題がある場合の自己評価の分析結果は，4段階のうちいずれを記載すればよいか。・・・ 2
- Q 11 ある1つの観点の分析結果について，例えば，ほとんどの学科は優れているが，一部の学科に問題がある場合の自己評価の分析結果は，4段階のうちいずれを記載すればよいか。・・・ 3
- Q 12 設置者が教育活動等に密接に関わっている場合があるが，この場合は，どのように記載したらよいか。・・・ 3

基準1 高等専門学校の目的について

- Q 13 自己評価実施要項中の基準及び自己評価の根拠となるデータ等において，基準1の例示データとして「教育方針等（明文化されたもの）」とあるが，自己評価書中の「目的」で記述するものの出典先等を貼り付ければよいのか。また，学校教育法第70条の2等において，教育の面のみを謳っているが，組織運営，研究活動等については，目的として明確に謳われていないのが現状である。これらの点については，どのように記載すべきか。・・・ 3

- Q 1 4 観点 1 - 1 - 「目的が学校教育法第 7 0 条の 2 に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないか。」については，どのように自己評価すればよいか。 . . . 3

基準 2 教育組織（実施体制）について

- Q 1 5 基本的な観点 2 - 1 - の「センター等」とは具体的には何を指すのか。委員会も含めてよいか。 . . . 3
- Q 1 6 基準 2 の適切な学科構成とは何か。 . . . 4
- Q 1 7 国立高等専門学校について，国立としての制約下にあっても自主措置で運用している事項について，どのように自己評価したらよいか。 . . . 4
- Q 1 8 学生指導等も含めた教育活動全体を「教育課程」というのか。時間割の作成等により授業科目を体系的に編成することのみを「教育課程」というのか。また，「課外活動」は教育課程に含むのか。 . . . 4

基準 3 教員について

- Q 1 9 基本的な観点 3 - 1 - で教員の「年齢構成」のデータを必要とする理由は何か。 . . . 4
- Q 2 0 基本的な観点 3 - 2 - 「教員の採用基準や昇格基準などが明確かつ適切に定められ，適切に運用がなされているか。」とあるが，これは，定量的な基準を定め，その基準を明確にクリアしていることを指すのか。また，基準の制定と運用のように，2 つの条件が付されている観点について，例えば，制定されているが運用面で問題があるような場合はどのように自己評価すればよいのか。 . . . 4
- Q 2 1 基本的な観点 3 - 3 - ， で言う「高専教員の教育活動」とは，授業関係(学習面)のみを意味するのか。 . . . 5

基準 4 学生の受入について

- Q 2 2 基準 4 - 2 「入学者の選抜が，アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され，・・・」とあり，現状では，推薦以外の大半の入学者は，国立高専機構全体で同一の問題を使用して選抜されているので，各校の自由度は限られていると思われる（傾斜配点等）。「アドミッション・ポリシーに沿った適切な方法で」とは，各校の独自の選抜方法（独自の問題，小論文，面接，アドミッション・オフィス入試など）を評価すると考えればよいのか。また，4 年次に編入学生を受け入れているが，編入学生の選抜についても評価の対象とすべきか。 . . . 5
- Q 2 3 アドミッション・ポリシーは明文化されていないが，今回の評価のために明文化する必要があるか。 . . . 5

基準 5 教育内容及び方法について

- Q 2 4 基本的な観点 5 - 1 - について，単位認定の適切さを示すための資料は，各教員各科目すべてにおいて用意する必要があるか。すべての項目において，過去 5 年間程度のデータを出さなければならないのか，それとも，ある年の実績を示せばよいのか。 . . . 5
- Q 2 5 教育課程の体系性とはどういうことか。 . . . 6
- Q 2 6 基準 5 の「適切」について，何を満たせば適切になるのか。また，抽象的な言い回しや主観に基づいて適切だと言い切ってもかまわないということか。 . . . 6
- Q 2 7 基準 5 の教育内容の評価に関して，全科目について一つ一つ分析しなければなら . . . 6

いのか。その場合、専門科目も同様か。

Q 2 8 「一般科目」の定義は、高等専門学校側で行うのか。 . . . 6

基準6 教育の成果について

Q 2 9 基準6について、どのようなことを書けばよいか。 . . . 6

基準7 学生支援等について

Q 3 0 基本的な観点7 - 2 - 「生活面での支援」とは何か。車椅子用のトイレやスロープを設置することか。 . . . 7

Q 3 1 学生支援について、後援会からの資金援助の状況や後援会の規定まで示す必要はあるか。 . . . 7

基準8 施設・設備について

Q 3 2 安全・管理面については、どの基準で自己評価すればよいか。 . . . 7

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステムについて

Q 3 3 基本的な観点9 - 1 - の学習環境評価とはハード面を指すのか。 . . . 7

Q 3 4 基本的な観点9 - 2 - , におけるFDの定義は、「教員の授業内容・方法を改善・向上させるための組織的な取組」と考えてよいか。そうであるなら、基本的な観点9 - 1 - , , と重複するので、書き分けをどうすればよいか。 . . . 7

Q 3 5 基準9について、本校では、システム=組織と考えている。そのような組織が存在しない場合は、システムが存在しないと評価すべきか。 . . . 7

基準10 財務について

Q 3 6 国公立を通じて、財務の将来にわたって適切かつ安心して遂行するための資産を有しているか等についての自己評価は具体的にどのように記載すればよいか。 . . . 8

Q 3 7 国立高専は国の予算によるものであるし、負債も国立高専機構で一括されているから、取組とその状況の報告という形でしか表せないがよいか。 . . . 8

Q 3 8 理想とする学校の教育活動として施設の整備のために概算要求をしたが、要求が通らなかった。予算がもらえなかった場合はどうするのか。 . . . 8

Q 3 9 設置者の財政状況の分析をも踏まえた自己評価を行う必要があるか。 . . . 8

Q 4 0 自己評価実施要項の根拠となるデータ等の例示における「教育経費」とは何か。また、教育経費の配分の状況がわかる資料とは何か。 . . . 8

Q 4 1 基本的な観点10 - 1 - で収入の確保等の状況として「外部資金」とあるが、授業料、共同研究費、委任経理金等を指すと考えてよいか。 . . . 8

基準11 管理運営について

Q 4 2 保護者や卒業生も外部有識者としてもよいか。 . . . 9

選択的評価事項について

Q 4 3 研究の目的を達成するために必要な体制の整備というのは、個々の教員についてでよいのか。個別の研究への支援体制を指すのか。それとも、学科における整備を指すのか。あるいは研究分野に応じた枠組みを必要とすることなのか。 . . . 9

Q 4 4 研究目的の達成状況について、何を根拠に判断すればよいのか。 . . . 9

Q 4 5 正規課程以外の教育サービスの状況について、何を成果と見ればよいのか。 . . . 9

根拠資料・データについて

- Q 4 6 どこまでの範囲で資料を載せるのかを明確にしてほしい。例えば、学生便覧に詳細な記載がある場合、資料として全文を転載する必要があるか。それとも、題目のみでよいのか。・・・ 9
- Q 4 7 学生便覧に記載されているような項目を自己評価書に盛り込むと、複数ページを転載しなければならない。このような場合、資料番号、出典について、学生便覧を転載したすべてのページごとに一つずつ入れる必要があるのか。・・・ 10
- Q 4 8 現に業務として実行されているにもかかわらず、制度として定めがなく、かつ、何ら成文化したものが無い事柄について、どのような記載、資料を添付すればよいか。・・・ 10
- Q 4 9 データについて、文部科学省に提出している統計データをそのまま用いても良いか。・・・ 10
- Q 5 0 単位認定された学生の試験の回答は全教科、全学生分の準備が必要か。7月末時点での定期試験の結果等、単位認定に至らない分も資料としてよいか。・・・ 10
- Q 5 1 資料の電子化（デジタル化）は必要か。例えば、委員会等の議事録など。・・・ 10
- Q 5 2 過去のデータなどを用いる場合、何年分まで出せばよいのか。・・・ 10
- Q 5 3 根拠データについて、おおむね5年程度のものとあるが、J A B E Eとの関係で答えは3年分は保管している。今後は、全科目の答えを5年分残しておくということでのよいのか。・・・ 11
- Q 5 4 根拠資料等に不足があった場合はどうなるのか。また、自己評価書提出後に機構から新たに求められたデータ・資料について、学内の諸事情等により、機構の評価結果確定の時期までに作成できない場合の評価はどのように判断されるのか。・・・ 11
- Q 5 5 自己評価書における根拠資料は、資料そのものが必要なのか。それとも、それを分析したものが必要なのか。例えば、アンケートは、アンケートそのものが必要か。概要としてまとめたものでよいか。・・・ 11
- Q 5 6 根拠データの具体例の中で、データの基準日はいつ現在か。また、過去のデータにおける基準日の指定はあるのか。・・・ 11
- Q 5 7 自己評価書の提出後、機構側からデータ等の確認があった場合、追加したデータを自己評価書に盛り込み、再提出するのか。・・・ 11
- Q 5 8 実施要項 p 11 に、「刊行物等の該当部分の抜粋を根拠として用いる場合や、データの分量が多い場合であって、本文中からの文章が分かりにくくなるような場合は、別途機構にご相談ください。」とあるが、もととなる資料を事前に提出した方がよいか。・・・ 12
- Q 5 9 基準7（学生支援等）、基準8（施設・設備）について、学生寮や設備の写真があった方がよいか。・・・ 12

その他

- Q 6 0 自己評価書の所定の字数を超えた場合どの程度まで認められるのか。・・・ 12
- Q 6 1 特色ある取組について、開始されてからあまり年数も経過しておらず、成果をあげるまでになっていない場合もあるが、記述してよいか。・・・ 12
- Q 6 2 教員の個人情報のように公表したくない情報、あるいは設置者の指導等により公表できない情報は、どのように記述したらよいか。また、その根拠資料は提出しなければならないのか。・・・ 12
- Q 6 3 観点に係る状況の分析結果をはじめとする一連の自己評価を自校の判断基準で行っ・・・ 13

てよいのか。

- Q 6 4 現在，本科（準学士課程）のみであるが，平成 1 7 年度に専攻科を設置する予定で
ある。その専攻科の目標等を本文や「目的」に記述してよいのか。・・・ 1 3
- Q 6 5 評価方法の記載のしかたで，優れている等の記載の表現方法は，各高専によって統
一する必要があるのか。・・・ 1 3
- Q 6 6 対象校の現況及び特徴のページの記述について，教員数を一般科目と専門科目に分
けて書くことになっているが，一般教養学科と工学科の教員数と考えてよいのか。専門
科目を教えている一般教員や，その逆の場合はどうカウントするのか。・・・ 1 3
- Q 6 7 自己評価書の提出後の訂正は可能か。・・・ 1 3
- Q 6 8 ある年にある学科で実施した取組であるが，次の年からは廃止したものについて自
己評価書に記述することは可能かどうか。・・・ 1 3
- Q 6 9 どのような場合に「基準を満たしていない」となるのか。・・・ 1 3
- Q 7 0 （自己評価書には，公表を差し控えたい資料等も掲載する予定のため）評価委員の
守秘義務は徹底されているか。・・・ 1 4
- Q 7 1 高等専門学校教員も評価に参画するのか。・・・ 1 4

目的について

Q 1 「目的」は基準に合わせてどこまで整理すればよいか、公表していないものでも記載してよいか。

A 「目的」は、評価担当者が評価する際の判断材料の一つであり、「目的」も考慮しつつ、高等専門学校として一般的に求められる水準に照らして評価します。したがって、どの程度整理・記述すべきかは、各校で判断いただくこととなります。ただし、期間を定めた目標等を有し、その目標等の達成状況などを評価に反映させたいと考える場合には、出来る限り基準に合わせた整理をすることが望ましいと考えられます。

なお、公表されている目的としては、学校案内等で公にされている「教育理念」や「教育目標」等を念頭に置いています。それ以外にも、各校で学校運営(教育活動等)にあたっての基本的な方針等を有していると思われます。これらのうち、必ずしも明文化や公表がなされていないものでも、「目的」の記載にあたっては、整理した上で示すことも可能です。

Q 2 目的として、学校の使命、教育活動等の基本的な方針、教育目標等を記入することとなっているが、目標、教育方針は、普段から見直しがなされている。今現在の目的等(これから先の目標)を記載することでよいのか。各基準においては、新しい目標とこれまでの目標及び取組との間について差異があった場合には注釈等の記入の必要があるか。

A おおむね5年間程度分に係るこれまでの目的を記載していただくこととなります。ただし、目的に見直しがある場合や、それに伴い現状の取組についても差異がある場合は、本文にその旨を記載していただくこととなります。

Q 3 目的等は、具体的に明文化(冊子等に掲載)されている必要があるのか。

A 基準1-1では「目的が明確に定められていること」、1-2では「学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること」が掲げられており、目的が明文化されているかどうかは、評価における重要な判断の要素になるものと思われます。

Q 4 例えば「優れた点」や「改善を要する点」について、ある1学科のみが該当する場合でもそれを記載してもよいか。

A 「優れた点」や「改善を要する点」については、該当する学科のみを記載することは可能です。ただし、「観点にかかる状況」の学校全体の分析結果とすることは適切ではなく、その点について誤解を与えないよう留意する必要があります。

Q 5 選択的評価事項の「目的」については、基準1～11に関する「目的」以外を記載するのか。

A 選択的評価事項については、他の基準と異なり、各対象校の「目的」の達成状況の評価を行います。そのため、評価全体に係る「目的」のページに記載するとともに、選択的事項に係る「目的」のより具体的な内容を当該ページにも記載してください。

基本的な観点について

Q 6 基本的な観点は、対象校の現状に合わせて修正または独自の観点を設定してもよいか。

A 基本的な観点は、基準を満たしているかどうかを判断するにあたって、全ての高等専門学校に共通して分析する必要がある事項を定めたものであり、修正はできません。ただし、各学校の目的に即して、既存の観点に含まれない独自の観点を追加して分析、記載することは可能です。

Q 7 2つ以上の観点をまとめて自己評価してもよいか。また、1つの観点を2つ以上に分割して自己評価してもよいか。

A 基本的な観点は、基準を満たしているかどうかを判断するにあたって、全ての高等専門学校に共通して分析する必要がある事項を定めたものであり、各々の観点ごとの分析の状況等を総合して基準を満たしているかどうかを判断するものであるため、たとえ共通事項があった場合でも、2つ以上の観点をまとめたり、観点を2つ以上に分割して自己評価することのないよう、その記載については、あくまでも1つの観点ごとに自己評価し、必要がある場合は、段落分けなどにより明確に区分していただくこととなります。

Q 8 基本的な観点 2 - 1 - のセンター等について、センターがない場合、どのように記載すればよいのか。この場合は 2 - 1 - は欠番としてよいか。

A センター等が設置されていない場合は、「観点にかかる状況」にその旨を記載し、この観点についての「分析結果」、「根拠理由」を省略することは可能です。

Q 9 基本的な観点の中に「、などの取組」とあるが、「」は例示なのかそれとも必須なのか。

A これらは、各基本的な観点に関する取組の例示です。

Q 10 1つの観点の中でインプット面とアウトカム面がある場合で、例えばインプット面は優れているが、アウトカム面に一部問題がある場合の自己評価の分析結果は、4段階のうちいずれを記載すればよいか。

A 観点に係る状況として、インプット面とアウトカム面がある場合は、そのどちらが重要視されるかによって、分析結果が異なってくると考えられます。その分析は自己評価者に委ねられるものであり、インプット面に対しアウトカム面が重要視される場合、逆にアウトカム面に対しインプット面が重要視される場合など、状況に応じて4段階の中で判断することとなります。なお、機構が行う評価は必ずしも成果のみを判断の材料としているものではなく、あるアウトカム(成果)を上げるまでのプロセス(過程)やインプット(人的・物的資源投入)についても、アウトカムに劣らず重要である場合もあり、どちらをより重要視するかは、当該観点の性格や各学校の状況等によって異なるものと考えられます。

Q11 ある1つの観点の分析結果について、例えば、ほとんどの学科は優れているが、一部の学科に問題がある場合の自己評価の分析結果は、4段階のうちのいずれを記載すればよいか。

A 「観点にかかる状況」の分析は、学校または課程全体の状況について判断するものであり、一部の学科の状況をもって各学校または課程全体の「観点にかかる状況」の分析結果とするものではありません。なお、一部の学科において非常に軽微な問題がある場合、一部の学科が設置後間もなく他の学科と同等の取組状況に達するまで相当の時間を要する場合などの事情や、一部の学科の問題が学校全体あるいは学科固有の問題から派生したものが、さらには、その問題に対して既に改善の取組が行われているかなども考慮したうえで自己評価を行っていただくこととなります。

Q12 設置者が教育活動等に密接に関わっている場合があるが、この場合は、どのように記載したらよいか。

A 教育活動等に対する設置者の関与に係る具体的な状況を記述した上で、その状況も含めて学校としての自己評価を行ってください。

基準1 高等専門学校の目的について

Q13 自己評価実施要項中の基準及び自己評価の根拠となるデータ等において、基準1の例示データとして「教育方針等(明文化されたもの)」とあるが、自己評価書中の「目的」で記述するものの出典先等を貼り付ければよいのか。また、学校教育法第70条の2等において、教育の面のみを謳っているが、組織運営、研究活動等については、目的として明確に謳われていないのが現状である。これらの点については、どのように記載すべきか。

A 根拠となるデータについては、明文化されたものがあつた方がよいです。自己評価書の作成に当たっては、各校の判断によります。なお、組織運営、研究活動等については、高等専門学校設置基準の中で高等専門学校の教育水準の向上を図る上での関係する規定が設けられ、この規定を踏まえて各学校において当該学校の目的として位置付けているのであれば、その旨を記載していただくこととなります。

Q14 観点1-1- 「目的が学校教育法第70条の2に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。」については、どのように自己評価すればよいか。

A 基本的な観点1-1- , 1-1- については、自己評価においては、観点到係る状況のみを記述してください(機構における評価においては他の観点到異なり「問題がない」「問題がある」の判断を行います)。学校の特色、目的の策定の経緯やその考え方などに触れながらその内容について記述することが考えられます。

基準2 教育組織(実施体制)について

Q15 基本的な観点2-1- の「センター等」とは具体的には何を指すのか。委員会も含めてよいか。

- A 「センター等」とは、教育研究活動等を展開するため、学科や専攻科以外に設置されている基本的な組織を総称していると考えてください。委員会については、2 - 2の「教育活動を展開する上で必要な運営体制」の中に含まれます。

Q16 基準2の適切な学科構成とは何か。

- A 学科内の教育内容や方法については基準5において評価する内容であり、基準2においては学校全体の基本的な組織構成について記述していただくことになります。

Q17 国立高等専門学校について、国立としての制約下にあっても自主措置で運用している事項について、どのように自己評価したらよいか。

- A 認証評価は、第三者としての立場において、教育活動等の質の保証等の観点から、学校単位でその状況の評価するものであり、各学校と設置者との関係や、そこから生ずる様々な制約等に関しても、当該学校が有する属性の一つとして評価します。自己評価における各観点到に係る状況の記述や分析に際しては、このことを踏まえて行う必要があります。

Q18 学生指導等も含めた教育活動全体を「教育課程」というのか。時間割の作成等により授業科目を体系的に編成することのみを「教育課程」というのか。また、「課外活動」は教育課程に含むのか。

- A 基準2の「教育課程」は教育活動全体としての取組状況であり、それに対して基準5の「教育課程」はカリキュラムという意味で使用しています。また、「課外活動」については、基準5の「教育課程」には含みませんが、各学校の教育の目的上重要な位置付けを与えているような場合には、教育内容の一部として、基準5において独自の観点を設定して適宜評価を行ってください。

基準3 教員について

Q19 基本的な観点3 - 1 - で教員の「年齢構成」のデータを必要とする理由は何か。

- A 高専設置基準の規定(第6条第5項「高等専門学校は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする」)にあるように、教員の配置にあたっては、年齢構成のバランスについても配慮が必要であると考えられるためです。このことは、各校の自己評価内容にもよりますが、基本的な観点3 - 1 - , 3 - 1 - の根拠データとなるものと考えています。

Q20 基本的な観点3 - 2 - 「教員の採用基準や昇格基準などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。」とあるが、これは、定量的な基準を定め、その基準を明確にクリアしていることを指すのか。また、基準の制定と運用のように、2つの条件が付されている観点について、例えば、制定されているが運用面で問題があるような場合はどのように自己評価すればよいか。

A 「明確な基準とは必ずしも定量的な基準のみを意味するものではありません。したがって、適切な運用についても、根拠規則が不明瞭な採用や昇格を行っていないかという点が重要になります。

また、2つ以上の条件が付されている観点の自己評価については、個別の状況を勘案し、総合的な判断を各校が行ってください。

Q21 基本的な観点3-3- , で言う「高専教員の教育活動」とは、授業関係(学習面)のみを意味するのか。

A 必ずしも授業関係(学習面)のみを意味するものではありません。教育の目的を達成するための教育活動全般の意味であり、目的の設定によっては生徒指導・課外活動等も含まれます。

基準4 学生の受入について

Q22 基準4-2「入学者の選抜が、アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され、…」とあり、現状では、推薦以外の大半の入学者は、国立高専機構全体で同一の問題を使用して選抜されているので、各校の自由度は限られていると思われる(傾斜配点等)。「アドミッション・ポリシーに沿った適切な方法で」とは、各校の独自の選抜方法(独自の問題、小論文、面接、アドミッション・オフィス入試など)を評価すると考えればよいのか。また、4年次に編入学生を受け入れているが、編入学生の選抜についても評価の対象とすべきか。

A 自由度が限られている場合、そのことも含めて自己評価してください。推薦入試でも一般入試においては、配点や面接内容等の工夫について評価することができます。また、編入学生を受け入れている場合は、その選抜方法等についても評価することができます。

Q23 アドミッション・ポリシーは明文化されていないが、今回の評価のために明文化する必要があるか。

A 評価は、あくまでも現状について行うものです。評価の時点で明文化されていない場合は、その旨を記述してください。

評価を受けるにあたって、その前段階でどのような取組を実施するかは機構の関知するところではありませんが、評価の目的は、評価を通じて教育活動等の改善を図ることにありますので、自己評価においては、評価時点における状況をありのままに把握し、適切な分析を行うことが肝要であると考えられます。

なお、募集要項等に「求める学生像」などという形で示されている学校も多く、内容的に適切なものであれば、必ずしも「アドミッション・ポリシー」という名称である必要はありません。

基準5 教育内容及び方法について

Q24 基本的な観点5-1- について、単位認定の適切さを示すための資料は、各教員各科目すべてにおいて用意する必要があるか。すべての項目において、過去5年間程度のデータを出さなければならないのか、それとも、ある年の実績を示せばよいのか。

A 各教員各科目すべての資料を用意する必要はありません。各学校で適切であることを示すに足

ると判断する範囲で提示して下さい。全体の成績分布や、学内規程等を示すことが考えられます。ある年の前後のデータをもって、近年の状況について記述いただいても構いません。経年変化を示したい場合には、それが第三者に理解できるよう必要な分だけ過去のデータを示してください。

Q 2 5 教育課程の体系性とはどういうことか。

- A 各校の「目的」に照らして判断しますので、必ずしも共通の目安があるわけではありません。教育課程の体系性とは、個々の目的に対応して、例えばどのような学生を養成するのかという視点等から、その目的を達成するために必要な授業科目が各学年ごとに体系的に開設されているかどうかということであると考えます。

Q 2 6 基準5の「適切」について、何を満たせば適切になるのか。また、抽象的な言い回しや主観に基づいて適切だと言い切ってもかまわないということか。

- A 「適切」については、満たすべき内容が定められているわけではなく、高等専門学校に関しての有識者である評価委員によって、根拠資料を含む自己評価及び訪問調査等に基づいて、高等専門学校の一般的状況と各校の「目的」を考慮し、最終的にはその識見に基づいて判断します。自己評価における判断も同様であり、基本的には各校の判断に委ねられますが、その際は、明確な根拠資料に基づいて具体的な判断をしていただきたいと考えます。

Q 2 7 基準5の教育内容の評価に関して、全科目について一つ一つ分析しなければならないのか。その場合、専門科目も同様か。

- A 全科目について記述する必要はありません。各学校が日常の活動等を通じて適宜把握、分析した内容を整理して記述していただければ結構です。

Q 2 8 「一般科目」の定義は、高等専門学校側で行うのか。

- A 一般科目とは、高等専門学校設置基準上、各学科に共通する科目として開設されてるものを指しているものであり、どの科目が一般科目、専門科目かと明確に定義されているわけではありません。各学校の判断で一般科目としておくべき内容を決定し、カリキュラム編成を行っているものと理解しています。

基準6 教育の成果について

Q 2 9 基準6について、どのようなことを書けばよいか。

- A どのような内容を記述するかは、根拠資料の例等を参考にしつつ、各校の「目的」や、各校で行われている教育の成果の検証に関する取組状況を踏まえ、判断してください。全体像として、6 - 1 - は教育の成果に関する学校、教員の判断、 は学生の判断、 は第三者(就職、進学先の関係者等)の判断と考えればわかりやすいと思います。

基準7 学生支援等について

Q30 基本的な観点7-2- 「生活面での支援」とは何か。車椅子用のトイレやスロープを設置することか。

A そうした設備面も含まれますが、それだけではなく、特別な支援が必要な者への学校生活全般に関わる支援(留学生生活相談役の配置など)を指すものです。各校の「目的」や実情に応じて記述してください。

Q31 学生支援について、後援会からの資金援助の状況や後援会の規定まで示す必要はあるか。

A 学校としての主体的な取組と関わりがある場合には、その範囲において必要な内容を記述してください。

基準8 施設・設備について

Q32 安全・管理面については、どの基準で自己評価すればよいか。

A 施設・設備での安全管理であれば基準8で、生徒指導の一環としての生活管理であれば基準7で自己評価することが考えられます。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステムについて

Q33 基本的な観点9-1- の学習環境評価とはハード面を指すのか。

A 一般的にいえばハード面だけでなく人的環境等のソフト面も含まれるものと考えます。

Q34 基本的な観点9-2- , におけるFDの定義は、「教員の授業内容・方法を改善・向上させるための組織的な取組」と考えてよいか。そうであるなら、基本的な観点9-1- , , と重複するので、書き分けをどうすればよいか。

A FDについては、個々の教員の質の向上に関する研修・研究その他の組織的取組を指します。一方、基本的な観点9-1- , , は、学校全体の教育活動の改善に係る取組について評価する観点として設定しています。授業に関するアンケートを実施し、回答を改善に活かすことなど、両方の取組に位置づけられるものもあるかと思われませんが、その場合には一方に記述し、一方ではそれを引用していただくなど、適宜整理して記述していただきたいと考えます。

Q35 基準9について、本校では、システム=組織と考えている。そのような組織が存在しない場合は、システムが存在しないと評価すべきか。

A 本基準における「システム」とは、教育の質の向上及び改善を一定の意思の元に継続的に実施していくための仕組みであると整理されます。したがって、委員会などの組織が存在しないことのみをもって、基準を満たさないと判断されるわけではありません。自己評価においても、このような考え方のもとに評価を行ってください。

基準 10 財務について

Q 3 6 国公立を通じて、財務の将来にわたって適切かつ安定して遂行するための資産を有しているか等についての自己評価は具体的にどのように記載すればよいか。

A 国公立の場合は、過去5年間の授業料・入学料及び検定料、外部資金等の推移状況の分析や、財産状況の分析などを通じて評価を行うことが考えられます。また、私立の場合は、過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書の推移状況の分析や財産状況の分析などを通じて評価を行うことが考えられます。

Q 3 7 国立高専は国の予算によるものであるし、負債も国立高専機構で一括されているから、取組とその状況の報告という形でしか表せないがよいか。

A 評価基準は、公私立高等専門学校も含めた全体の評価基準であるため、この基準に沿って記述してください。国公立については、国や自治体からどのような予算配分が行われ、これに基づいてどのような執行が為されているかなどを含めて、財務状況について、これまでの実績と現状を根拠資料とともに記述してください。

Q 3 8 理想とする学校の教育活動として施設の整備のために概算要求をしたが、要求が通らなかった。予算がもらえなかった場合はどうするのか。

A 本評価においては、第三者機関としての立場から、設置者からの予算措置の状況等も含めて学校の状況としてとらえ、評価を行います。各学校として、予算の不足により教育活動を行う上で支障があると判断する場合には、根拠資料を明示してその点について記述してください。

Q 3 9 設置者の財政状況の分析をも踏まえた自己評価を行う必要があるか。

A 本基準では、教育活動等の質の維持・向上という観点から、学校の目的に沿って教育活動等を行っていく上で必要な収入が確保され、また適切に執行されているかなどを評価するものであり、設置者の財政状況まで考慮しようとしているものではありません。ただし、学校の財政状況を自己評価するに当たって、必要な範囲において設置者との関係について触れることを妨げるものではありません。

Q 4 0 自己評価実施要項の根拠となるデータ等の例示における「教育経費」とは何か。また、教育経費の配分の状況がわかる資料とは何か。

A 特定の経費を指すわけではなく、全般的に「教育活動に要する経費」と考えてください。教育経費の配分の状況がわかる資料としては、予算・決算書などが、教育活動の計画とそれに基づく経費配分の検討・策定状況がわかる資料としては、意思決定にかかる議事録やその際の配付資料等があげられます。

Q 4 1 基本的な観点 10 - 1 - で収入の確保等の状況として「外部資金」とあるが、授業料、

共同研究費，委任経理金等を指すと考えてよいか。

- A 奨学寄付金，共同研究費，受託研究費などの外部からの申込み状況や国からのその予算示達状況等を踏まえ自己評価してください。

基準 1 1 管理運営について

Q 4 2 保護者や卒業生も外部有識者としてもよいか。

- A 各学校における外部有識者の位置づけによるものであり，各学校の判断により，保護者や卒業生も外部有識者の一部とすることも考えられます。

選択的評価事項について

Q 4 3 研究の目的を達成するために必要な体制の整備というのは，個々の教員についてでよいのか。個別の研究への支援体制を指すのか。それとも，学科における整備を指すのか。あるいは研究分野に応じた枠組みを必要とすることなのか。

- A 個々の教員の研究業績等を評価するものではなく，組織として，教員の個別テーマの研究を支援する体制になっているか，成果について組織として積極的に社会に情報提供・還元しているか，また，研究しやすい環境を整備する配慮がなされているか等について，学校全体，または必要に応じて学科単位で自己評価してください。

Q 4 4 研究目的の達成状況について，何を根拠に判断すればよいのか。

- A この選択的評価事項「研究目的の達成状況」に係る評価は，学校もしくは個々の教員の研究業績が客観的にみてどのような水準にあるのかや，研究テーマに沿って，それぞれの研究がどのような社会的効果をもたらしているかを評価するというような，いわゆる「研究業績評価」ではありません。教員が研究を行うにあたって，どのような「目的」（例えば，地域住民への技術貢献，学生へのより高度な教育の還元，地域企業との産学連携等）に沿って，どのような支援やバックアップの体制を高等専門学校としてとっているか，また，高等専門学校で行っている研究が当該「目的」に照らしてどのような成果を上げているかについて，4段階で評価するものであり，基準を満たす・満たさないという評価ではありません。したがって，各校がその「目的」に照らし，またどういう成果を求めているかによって，判断およびその根拠として必要なデータは異なるものであり，一律に機構が指示を出す性質のものではないと考えます。

Q 4 5 正規課程以外の教育サービスの状況について，何を成果と見ればよいのか。

- A 各校が設定した「目的」によって，何を成果と見るかはそれぞれ異なるので，一律の成果の計り方は存在しません。なお，ここでいう「計画的」とは，例えば，公開講座などが当該校の目的に沿って実施されているかということであり，単に実施される日程が確定していることではありません。

根拠資料・データについて

Q 4 6 どこまでの範囲で資料を載せるのかを明確にしてほしい。例えば，学生便覧に詳細な記載がある場合，資料として全文を転載する必要があるか。それとも，題目のみでよいのか。

A 全文を掲載する必要はありませんが，該当する箇所は根拠となるものですので適宜抜粋して掲載してください。

Q 4 7 学生便覧に記載されているような項目を自己評価書に盛り込むと，複数ページを転載しなければならない。このような場合，資料番号，出典について，学生便覧を転載したすべてのページごとに一つずつ入れる必要があるのか。

A 資料番号，出典について，学生便覧等のページごとに一つずつ入れる表現や，ある程度まとまった分かりやすい表現で記述することも可能です。

Q 4 8 現に業務として実行されているにもかかわらず，制度として定めがなく，かつ，何ら成文化したものが無い事柄について，どのような記載，資料を添付すればよいか。

A 成文化されたものがなければ，その旨を記載してください。場合によっては改めて実績等の追加の資料の提出を依頼することもあります。

Q 4 9 データについて，文部科学省に提出している統計データをそのまま用いてもよいか。

A 目的に沿って学校の状況を十分に表し，自己評価書の内容とデータの整合性がとれているのであれば，そのまま利用することは構いません。

Q 5 0 単位認定された学生の試験の回答は全教科，全学生分の準備が必要か。7月末時点での定期試験の結果等，単位認定に至らない分も資料としてよいか。

A 全教科・全学生分を準備することは不要です。また，単位認定に至らない分についても資料にすることは構いません。訪問調査時に，回答用紙を直に確認することもあり得ます。どの程度のものが必要かは，書面調査段階の評価案と同時にお知らせする予定です。

Q 5 1 資料の電子化(デジタル化)は必要か。例えば，委員会等の議事録など。

A 電子化してあれば望ましいが，必ず必要というわけではありません。なお，書面で提出していただく分は，資料・データをコピーしたものを切り貼りしていただいても構いません。

Q 5 2 過去のデータなどを用いる場合，何年分まで出せばよいか。

A 原則として5年ですが，観点の状況を記述する際に，内容に応じて適宜判断してください。例

えば、経年変化を本文で記述している場合、それに即した数年分の変化がわかるデータを添付してください。第三者が読んで納得できるかどうかという視点で、データや資料を取捨選択してください。

Q 5 3 根拠データについて、おおむね5年程度のものとあるが、J A B E Eとの関係で答えは3年分は保管している。今後は、全科目の答えを5年分残しておくということでのよいのか。

A 評価に備えてどのような資料を収集、保存するかは一義的には各学校において判断することであり、機構において、例えば全科目の答えを5年間保存することを義務づけるものではありません。なお、今回の試行的評価で状況を確認した後、根拠資料の遡及期間については再度検討を行う予定です。

Q 5 4 根拠資料等に不足があった場合はどうなるのか。また、自己評価書提出後に機構から新たに求められたデータ・資料について、学内の諸事情等により、機構の評価結果確定の時期までに作成できない場合の評価はどのように判断されるのか。

A 根拠となる資料やデータ等が不足していると委員が判断した場合は、必要な資料の差し換えや新たな資料の追加提出を訪問調査までに依頼します。追加提出を求められたデータ・資料を所定の期限までに提出できない場合は、各対象校から機構に相談してください。ただし、例えば、「卒業生に対する雇用主のアンケートがあればその結果を提出して欲しい」旨の要求があったとして、アンケートが実施されていない場合には、速やかに実施した後にその結果を提出しなければならないのではなく、実施されていない旨を回答してください。また、アンケートが実施されているが、集計が間に合わない場合は、その旨を回答していただき、訪問調査にて直に確認させていただくこともあり得ます。

Q 5 5 自己評価書における根拠資料は、資料そのものが必要なのか。それとも、それを分析したものが必要なのか。例えば、アンケートは、アンケートそのものが必要か。概要としてまとめたものでよいのか。

A 自己評価書における根拠資料の形態については、何をどのように評価するかによって異なります。したがって、観点にかかる状況を記述する上で各校が必要と考えるものを添付していただければ結構です。ただし、自己評価書提出後、評価担当者がさらに根拠資料が必要であると判断した場合には、追加提出を求めたり、訪問調査にて確認させていただくことになります。どのような資料が求められるのかは、自己評価書を検討した後に確定することになるため、現時点でお答えすることはできません。

Q 5 6 根拠データ的具体例の中で、データの基準日はいつ現在か。また、過去のデータにおける基準日の指定はあるのか。

A 基準日が定められているものについては、それに従ってください。また、過去の年度のデータで基準によりがたい場合は、随時、機構に相談してください。

Q 5 7 自己評価書の提出後，機構側からデータ等の確認があった場合，追加したデータを自己評価書に盛り込み，再提出するのか。

A 自己評価書の再提出は必要ありません。追加資料として，不足資料・データ等を提出していたければ，既に提出された自己評価書と合わせて評価作業を行います。

Q 5 8 実施要項 p 1 1 に，「刊行物等の該当部分の抜粋を根拠として用いる場合や，データの分量が多い場合であって，本文中の文章が分かりにくくなるような場合は，別途機構にご相談ください。」とあるが，もとなる資料を事前に提出した方がよいのか。

A 資料の分量が多い場合などは，自己評価書に出典をお示しいただくことにより，その資料を無理に添付しなくても，訪問調査にて資料を確認することもあり得ます。自己評価書提出前に，個別の事例で判断に迷った際には，あらかじめ機構に相談してください。

Q 5 9 基準 7(学生支援等)，基準 8(施設・設備)について，学生寮や設備の写真があった方がよいか。

A 学生寮や設備の充実を目的としているのであれば，根拠資料として貼付していただいても結構です。また，設備等のハード面だけでなく，寮の管理や学生指導などのソフト面の充実を目的としているのであれば，その旨を記述して下さい。なお，訪問調査において，これらのことに関して確認する場合がありますので，必ず写真の貼付を必要とするものではありません。

その他

Q 6 0 自己評価書の所定の字数を超えた場合どの程度まで認められるのか。

A 「対象校の現況及び特徴」及び「目的」は，原文のまま評価報告書へ掲載することとしていますので，字数内で簡潔にまとめてください。本文に関しては，字数を超える場合の取扱いについて厳密な決まりはありませんが，字数があまりにも多く，評価に支障がある場合には，差し換えをお願いすることもあり得ます。(自己評価実施要項 p 10 参照)

Q 6 1 特色ある取組について，開始されてからあまり年数も経過しておらず，成果をあげるまでになっていない取組もあるが，記述してよいか。

A 特色ある取組に関しては，必ずしも成果として結実していないものについても，記述してください。

Q 6 2 教員の個人情報のように公表したくない情報，あるいは設置者の指導等により公表できない情報は，どのように記述したらよいか。また，その根拠資料は提出しなければならないのか。

A 記述するか否かの判断は，自己評価担当者の判断に委ねられますが，機構の評価では，学校全体の評価ができればよいので，そのような情報を用いることなく記述することも可能と考えら

れます。例えば、教員のキャリアについて個人の状況を提示せずに、各キャリアを視点にその人数や割合を示す方法も考えられます。なお、それらの根拠資料については、自己評価書に記載できない旨を明らかにしていただいた上で出典だけをお示しいただき、訪問調査における閲覧資料として提示していただくことも考えられます。なお、提出いただいた自己評価書や根拠資料は原則として、機構側からは公表はしません。

Q 6 3 観点に係る状況の分析結果をはじめとする一連の自己評価を自校の判断基準で行ってよいのか。

A 自己評価に当たっては、明確な根拠データ・資料を活用したり、客観的な根拠により、各学校の判断基準に基づいて評価していただくこととなります。

Q 6 4 現在、本科(準学士課程)のみであるが、平成17年度に専攻科を設置する予定である。その専攻科の目標等を本文や「目的」に記述してよいのか。

A 平成17年度設置予定の専攻科は、今回の評価の対象にはなりません。ただし、現在の本科の教育内容等に関連や影響がある場合には、併記していただければ、参考とさせていただきます。

Q 6 5 評価方法の記載の仕方で、優れている等の記載の表現方法は、各高専によって統一する必要があるのか。

A 本文での表現は自由ですが、「分析結果」欄は4段階の記述をしてください。

Q 6 6 対象校の現況及び特徴のページの記述について、教員数を一般科目と専門科目に分けて書くことになっているが、一般教養学科と工学科の教員数と考えてよいのか。専門科目を教えている一般教員や、その逆の場合はどうカウントするのか。

A その教員が、学内のどの組織の所属となっているかを判断し、記入してください。

Q 6 7 自己評価書の提出後の訂正は可能か。

A 原則として認められません。ただし、不明瞭な記述、誤字、脱字、落丁等があった場合などやむを得ない場合に限り、訂正等を求めることはあります。

Q 6 8 ある年にある学科で実施した取組であるが、次の年からは廃止したものについて自己評価書に記述することは可能かどうか。

A 現在続いている学校全体での活動と従来との区分が不明瞭とならないように状況を記載することは構いません。ただし、特に現在の教育活動に影響を与えているものであれば、是非記述していただくことが望ましいと考えます。

Q 6 9 どのような場合に「基準を満たしていない」となるのか。

- A 当該基準の複数の観点の状況を総合的に判断して、全体として重大な問題がある場合には「基準を満たしていない」と判断することになっています。なお、機構で行う評価は、「基本的な観点」及び「各学校が独自に設定する観点」の分析の状況を総合して行うものであり、ある基準の観点の一つに「問題がある」と評価された場合であっても、直ちに「基準を満たしていない」と判断されるものではありません。

Q 7 0 (自己評価書には、公表を差し控えたい資料等も掲載する予定のため)評価委員の守秘義務は徹底されているか。

- A 評価委員や専門委員の守秘義務について、機構から提供される評価に関する資料・情報(各対象校から提供されたものを含む。)は、機構において公表しているものを除き、機構の許可なしに評価の目的以外に使用したり、評価担当者以外に提供したりしない、評価に係る個人情報については、その取り扱いには十分留意する、評価作業終了後には、評価にあたって使用した資料・データ等全てを評価担当者から回収する、ということを周知しています。

Q 7 1 高等専門学校教員の参画も評価に参画するのか。

- A 機構による高等専門学校の機関別評価は、高等専門学校の教育活動等に関し識見を有する者によるピア・レビューによる評価であることから、高等専門学校の教員も参画しています。